

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年3月2日

北九州市産業経済局渡船事業所

1 当該公募の趣旨

若松～戸畑間を結ぶ北九州市営渡船は、北九州市が所有する、「第十八わかと丸」（38トン）及び「くき丸」（19トン）にて、年中無休で運航しているが、その操船業務及び、管理業務（運航管理、定期券販売等の窓口業務、夜間・休日の宿日直業務、綱取り補助・改札等の陸上業務）について業務委託を実施している。

本業務は、旅客船としての特殊性や安全確保の重要性を鑑み、専門知識を持った乗組員（船長・機関長・甲板員）による操船業務に加え、管理業務は、運航管理、定期券販売等の窓口業務、夜間・休日の宿日直業務、綱取り補助・改札等の陸上業務といった多岐にわたる。加えて、北九州市が定める安全管理体制に基づいた運航管理体制を構築する必要がある点などから、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても「3」の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、「3」の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定であるが、応募要件を満たす者が多数いる場合は、指名されない場合がある。

2 業務の概要

（1）業務名

北九州市営渡船若戸航路運航等業務委託

（2）業務内容

北九州市が所有する2隻の旅客船「第十八わかと丸」（38トン、旅客定員140名）および「くき丸」（19トン、旅客定員110名）を使用し、若戸航路（若松～戸畑）の運航等の下記業務をいう。

※「くき丸」については、同等の船舶を代船として用いる場合がある。

A 運航業務

ア 操船業務

- ・対象船舶：「第十八わかと丸」「くき丸」
- ・運航便数：平日71便、土日祝・盆・年末年始64便。
始発5：55（戸畑発）、最終22：30（若松発）。
- ・係留場所：市の指示する安全が確保できる場所。

イ 乗組員

- ・配置：各船舶に2名（船長、機関長／甲板員）。
- ・資格：「第十八わかと丸」は六級海技士（航海）と六級海技士（機関）各1名。
「くき丸」は一級小型船舶操縦士と資格不要の甲板員を各1名。
- ・義務：関係法令遵守、運航日以外の検査・修繕・清掃立ち会い、緊急時対応、船員法に基づく操練実施。
- ・年齢制限：原則60歳まで（発注者が認めた場合はこの限りではない）。

ウ 修繕、検査及び諸費用等

- ・市負担：定期検査、中間検査、大規模修繕費。
- ・受託者義務：事故・故障時の報告と指示を求めること、日常・月例点検整備（帳票記録）、始業・終業点検時の異常報告、オイル・フィルター交換等の作業。
- ・保険加入：船舶保険（第5種）への加入義務（「第十八わかと丸」及び「くき丸」）。

エ その他

- ・清掃：常に乗客が不快に感じないように、船内外の清掃。
- ・網取業務：運航に必要な網取放業務。
- ・安全管理体制：発注者の安全管理体制に基づいた運用、関係法令・安全管理規程等の遵守。
- ・帳簿等：法定帳票簿等の具備、記載、必要時に提示しなければならない。
- ・乗組員の遵守事項：関係法令、運送約款、安全管理規程等の遵守。

B 管理業務

ア 業務内容

- ・管理事務：渡船運航管理（乗組員配乗計画、緊急連絡等）、定期券の作成・販売・払戻し、売上現金の翌日収納、収入日報作成、利用者対応、窓口業務、渡船事業所業務補助（電話対応、拾得物処理等）、連絡・報告・協議。

- ・宿日直業務：管理事務時間外の業務（定期券作成除く）、夜間の栈橋・船舶等の安全点検。
- ・陸上業務：離着船時の綱取り補助、栈橋での乗客整理誘導・安全監視、出入口柵の開閉、栈橋保守点検、改札業務。
- ・清掃業務：戸畑側と若松側の事務所、会議室、休憩室、改札員控室、階段、浴室、便所、待合所、栈橋、乗客通路など、合計約692㎡の施設内外の日常清掃ほか、定期清掃（畳清掃、床清掃、窓ガラス清掃、ブラインド・蛍光灯清掃等）、ゴミの分別・搬出。

イ 業務履行場所：北九州市渡船事業所及び若戸航路、若松・戸畑改札室。

ウ 業務時間及び人員配置

- ・管理事務：平日8：30～17：00、戸畑事務所に常時配置（原則60歳まで※発注者が認めた場合はこの限りでない）。
- ・宿日直業務：平日17：00～翌8：30、土日祝・年末年始は8：30～翌8：30、戸畑事務所に常時配置（原則65歳まで※発注者が認めた場合はこの限りでない）。
- ・陸上作業業務：
 - （若松改札室）毎日5：30～22：40常時配置。平日ラッシュ時（6：30～8：30）は増員配置。
 - （戸畑改札室）毎日5：40～22：30常時配置。
 ※配置人員の年齢は、原則65歳までとする。ただし、発注者が認めた場合はこの限りではない。
- ・清掃業務：日曜・1／1除く毎日7：30～11：30に実施（原則65歳まで※発注者が認めた場合はこの限りでない）。

エ その他

- ・業務計画書の作成・発注者の承認を要する。
- ・従事者（乗組員、管理業務員等）の事前届出・発注者の承認を要する。
- ・業務責任者の事前届出・発注者の承認を要する。
- ・従事者の制服等着用。
- ・非常時の連絡体制の事前届出。

C 習熟訓練

運航業務開始前に、発注者の指示による習熟訓練を受け、運航管理者の許可を得ること。費用及び損害賠償等の危険負担は受託者負担。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 法人登記を有していること。
- イ 過去2年以内の本業務と同様の業務（定期旅客船の運航及び陸上業務、並びに運航管理等）の実績を有すること。
- ウ ア、イについて、要件を確認できる書類及び貴社（団体）の概要が分かる書類が提出できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市戸畑区北鳥旗町11番1号
担当課名 産業経済局総務政策部渡船事業所
電話番号 093-861-0961
FAX番号 093-861-0962

(2) 参加意思確認書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月16日（月）まで（土、日、国民の祝日を除く。）の毎日、9時00分から17時00分まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において交付。

エ 交付書類

参加意思確認書、仕様書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年3月3日（火）から令和8年3月16日（月）まで（土、日、国民の祝日を除く。）の毎日、9時00分から17時00分まで

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。

イ 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

ウ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

エ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

オ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

カ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

キ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市産業経済局渡船事業所長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。